

諸外国の保育（幼児教育）制度に関する研究—その2

研究第5部 網野武博

共同研究者 日名子太郎（玉川大学）

I. 目 的

わが国の保育（幼児教育）制度のあり方については、近年の急激な社会変動を通じて、現在あらたに検討すべき課題が示されつつあり、また保育制度と教育制度とが併行している中で、乳幼児の保育及び幼児の教育に関する調和のとれた対応が望まれている。

このため、さまざまな背景や理念のもとにすすめられている諸外国の保育・教育制度を比較検討し、その相違点及び類似点・共通点を明確にすることによって、わが国における今後の保育・教育制度の望ましいあり方を検討する素材とする。

II 方 法

前年度（その1）においては、国際的動向の概観ならびにアメリカ、イギリス、フランス、スウェーデン、ソ連、ハンガリーの欧米を主とする6か国について比較研究を行った。

今年度（その2）においては、引き続き、欧州諸国に加え、アジア、オセアニア諸国における保育・教育制度の比較研究を行った。

このうち、北欧、西欧、東欧の諸国及び中国については、公刊されているもの、或いは当該国から入手したものを含め、図書・文献、政府刊行物等の情報資料を入手し、分析・検討を加えた。

その他のアジア、オセアニア諸国については、図書、文献等がきわめて不足しているため、直接各国の社会福祉担当省庁関係者にアンケート調査を実施し、回答をうけた国について、その内容を基に分析・検討を加えた。

以上の方法により、今回対象とした国はつぎの10か国である。

- ・ドイツ連邦共和国（西ドイツ）
- ・デンマーク王国
- ・チェコスロバキア社会主義共和国
- ・ドイツ民主共和国（東ドイツ）
- ・ポーランド人民共和国
- ・ユーゴスラビア社会主義連邦共和国

- ・中華人民共和国
- ・大韓民国
- ・フィリピン共和国
- ・シンガポール共和国

なお、このほか、イスラエル共和国におけるキブツによる就学前乳幼児の保育と教育に関する最近の資料を検討した。

III 考 察

1. 保育・教育の意義と最近の動向

前年度の報告では、国際的動向として保育・教育へのニーズが増大していること、その背景として、主に次の三点があることにふれた。（註）

- ① 幼児期の発達の促進
- ② 就学前教育の機会均等
- ③ 婦人労働力の確保

今回対象とした国々の資料は1960年代のものから1978年の最新のものまで、年代では広がりがある。しかし、欧州諸国のみならず、中国、韓国などの東南アジア諸国においても共通に保育・教育へのニーズが高く、その施設数は不足している。また、いわゆる開発途上国とよばれる国々や、東欧諸国の一部、中国においては、乳幼児の保健や栄養の確保、改善に関するニーズも高い。

さて、最近の動向のうち西ドイツを例にとりあげると、上記の三つの背景をもちつつ、そのニーズへの対応としては、つぎのような点が特徴づけられる。

第一に、西ドイツにおいては、国連のデイ・ケアに関する定義——「児童が家庭における正常なケアを補完すべき環境にある時に、日中のある部分児童をその家庭から離してケアするための組織されたサービス」——に沿ったすすめ方を重視している。即ち可能な限り家庭を基盤とし、3歳以上の幼児についても、あくまでも家庭におけるケアを補完するものであるとする考え方である。

第二に、一方、保育を必要とする乳幼児や幼児教育の重要性にたづらして、保育・教育を実践する段階では、児童保育センターなどによる、統合的な機能を強化させて

いる。さらに1970年に連邦教育審議会が教育体系に関する新しい構造計画を発表し、この中で基礎教育段階（幼稚園）と初等教育段階（初等学校）の移行措置に関して1985年までの長期計画が示された。5歳の終りから義務教育とする考え方であり、現在、賛否両論が出されている中で、学校移行幼稚園などが一部試行されている。

（註）参考：UNESCO “World survey of pre-school education” 1976 に示される就学前教育の目標の順位

- (1) 知的発達及び社会化
- (2) 初等教育への準備
- (3) 身体的発達
- (4) 養育的機能
- (5) 言語の発達
- (6) 情緒
- (7) 道徳及び信仰・宗教

2. 保育・教育制度の型（第1図—1, 3）

今回対象とした国々の保育・教育制度の型を、行政上の所管、対象となる児童及びその年齢によって大別すると、次のとおりである。

(1) 所管分離型

行政所管は、保健・福祉省系統及び教育省系統に区分され、さらに二つの型に分かれる。

(1) i 所管分離・年齢区分型

対象にかかわらず、低年齢幼児は保健・福祉省系統が、高年齢幼児は教育省が担当する。これにはチェコスロバキア及びポーランドが該当する。

(1) ii 所管分離・対象区分型

年齢にかかわらず、要保育乳幼児は保健・福祉省系統が、幼児教育は教育省系統が担当する。これには、韓国、フィリピン、シンガポールが該当する。また日本の場合もこの型に該当する。

(2) 所管統合型

いずれかの省庁が、保育・教育の所管を統合して担当する。さらにこれは三つの型に分かれる。

(2) i 保健・福祉省担当型

これには、デンマークが該当する。

(2) ii 教育省担当型

これには、東ドイツ、ユーゴスラビア、中国が該当する。ただし、ユーゴスラビア及び中国については、保育所及び託児所に関する行所所管が不明な点があるが、教育省系統で統合して所管していると思われるので、ここに含めた。

(2) iii 青少年省担当型

これには、西ドイツ（青少年家庭省）が該当する。

以上、前年度（その1）及び今年度（その2）を通じて指摘されることは、わが国のような所管分離・対象区分型が必ずしも一般的であるとはいえず、従来から又最近においても、就学前の保健・福祉・教育の各施策が統合してすすめられている国は比較的多いということである。その中でも特徴的なことは、所管統合保健・福祉省担当型が北欧諸国に、また所管統合教育省担当型が東欧・社会主義諸国に多くみられるということである。ハンガリー、チェコスロバキアは、教育省担当型には含まれないが、乳児及び低年齢児を対象とする託児所に対しても、教育省の側の教育カリキュラム導入の意向がみられる。さらに所管統合青少年省担当型に入る西ドイツにおいては、連邦政府の所管と各州レベルの所管ではやや異り、州政府では、青少年局、内務局、社会福祉局、教育局など多様である。

一方、東南アジア諸国においては、イギリスあるいは日本と同じく、所管分離・対象区分型に該当する国が多い。

乳幼児の保育・教育に関するニーズに対応するため、必ずしも、所管統合に至らなくとも、保健・福祉・教育の各政策がより有効に機能することが認められているといえよう。

3. 保育・教育施設の種類（第1図—2）

諸外国の施設には、わが国の保育所・幼稚園に相当する施設と、字句通りには解釈できない施設とがある。

とくに、3歳以上の幼児を対象とする施設でいわゆるKindergarten と呼ばれるものや、保育センターと訳されるものの中には、保育及び教育のすべてを包含して用いている国々もみられる。したがってその国の制度や体系を十分に考慮した上で、名称を理解する必要がある。

4. 対象と年齢及び保育形態（第1図—4, 5）

今回対象とした国々には、所管統合型が多かったため、3歳以上の幼児については要保育児を優先し、したがって、就学前教育のみを目的とするところは少なかった。

所管分離年齢区分型のポーランドにおいては、就学前の1年間は可能な限りすべての幼児が通園できるよう、実質的に義務教育に準じた方法がとり入れられている。

また、所管分離・対象区分型の多い東南アジア諸国では、いわゆる保育所的性格のものと幼稚園的性格のものとは区分されているが、双方ともまだ十分には普及していない段階である。このうち、韓国においては、1978年の実施規程の改正によって、デイ・ケア・センターで可能な限りあらゆる児童を対象とした保育がすすめられる

第1図 保育・教育制度の体系

1. 保育・教育制度の型と国名	2. 保育・教育施設の種類の種類 0 1 2 3 4 5 6 7 歳 (注)	3. 所轄官庁 ● 保健・福祉省 ○ 教育省 ◎ 青少年省	4. 対象と年齢 ● 要保育児のみ ◎ 要保育児優先 ○ 保育・教育 □ 教育のみ	5. 保育形態 ● 24時間 ○ 全日 △ 半日	6. 設置・運営の主体 ● 公立のみ ◎ 公立・私立 ○ 私立のみ
所 → チェコスロバキヤ	託児所 (Creche) [斜線] 幼稚園 [格子]	● 保健省 ○ 教育文化省	● 3か月～3歳未満 ● ○ 3歳～就学前	○	◎ 公立が主 ◎ 公立が主
管 → ポーランド	託児所 (Zlobeck) [斜線] プレースリー・スクール [格子]	● 保健・社会福祉省 ○ 文部省	● 6か月～3歳未満 ● ○ 3歳～就学前 6歳は単義務教育に近い	○, ● ○, △	◎ 公立が約6割 (公立以外では、企業、事業所、協会など) ◎ (公立以外では、企業、協会、小学校附設など)
分 → 韓国	デイ・ケア・センター [斜線] 幼稚園 [格子]	● 保健社会省 ○ 文部省	◎ 0歳～就学前 □ 3歳～就学前	○ △	◎ 公立が多い ◎ 大多数が私立
離 → ファイリゼン	デイ・ケア・センター [斜線] 幼稚園 [格子]	● 社会事業開発省 ○ 文部省	● 2歳～就学前 □ 3歳～就学前	△ △	◎ 公立が多い ◎ 殆ど私立であるが少い
型 → シンガポール	託児所 (Creche) [斜線] その他保育施設 [斜線] 幼稚園 [格子]	● 社会省 ○ 文部省	◎ 就学前 □ 3歳～就学前	○, △ △	◎ 託児所はすべて国立 ◎ その他の保育施設は私立が多い

(注)  ... 日本の保育所と同性格
 ... 日本の幼稚園と同性格
 ... 統合

1. 保育・教育制度の型と国名	2. 保育・教育施設の種類の年齢	3. 所轄官庁	4. 対象と年齢	5. 保育形態	6. 設置・運営の主体
<p>保健・福祉省担当型</p> <p>デンマーク</p>		<p>● 保健・福祉省</p> <p>○ 教育省</p> <p>◎ 青少年省</p> <p>● すべて社会担当省</p> <p>(保育所、ナースリー・スクール、幼稚園を総称して Børnehave を用いている)</p>	<p>① ● 0～2.5歳</p> <p>② ○ 2.5歳～就学前</p>	<p>① ○</p> <p>② ○, △ (公立の3/4は平日9時間保育)</p>	<p>● 公立のみ</p> <p>◎ 公立・私立</p> <p>○ 私立のみ</p> <p>① 私立は稀少</p> <p>② ◎ 公立が多い</p>
<p>東ドイツ</p>		<p>○ 文部省</p>	<p>① ● 1歳～3歳未満</p> <p>② ○ 3歳～就学前</p>	<p>○, ● (寄宿制を除いて午前6時以前、午後7時以降の保育は許されていない)</p>	<p>◎ 公立、企業立のほか、収養期制、寄宿制(週日及び全期)、特殊施設がある</p>
<p>ユーゴスラビア</p>		<p>? ○ 文部省</p> <p>(保育所の所管は不明な点がある)</p>	<p>① ● 3歳未満乳幼児</p> <p>② ○ 3歳～就学前</p>	<p>○, △ (半日制はナースリー、スクールと呼ばれる)</p>	<p>◎ (地区人民委員会が設置し、例外的な場合にのみ園、地方当局が設置する)</p>
<p>中 国</p>		<p>? ○ 教育部</p> <p>(託児所の所管は不明な点がある)</p>	<p>① ● 2か月～3歳</p> <p>② ○ 3歳～就学前</p>	<p>●, ○, △</p>	<p>◎ (公立のほか、人民公社、工場、事業所や官史の子息のためのものなど)</p>
<p>青少年省担当型</p> <p>西ドイツ</p>	<p>(児童保育センターには、このほか学童保育所が含まれる)</p>	<p>◎ 青少年家庭省</p> <p>(各州のレベルでは、青少年局、内務局、社会福祉局、教育局など所管状況は多様である。)</p>	<p>● 0歳</p> <p>● 1歳～3歳未満</p> <p>③ ○ 3歳～就学前</p> <p>○ 1歳～6歳</p> <p>○ 3歳～15歳</p>	<p>○, △</p>	<p>◎ (施設の種類のよって公・私割合が異なるが、キリスト教団体設立のものが多い。)</p>

こととなった。

いずれにしても、各国の実態からうかがえることは、要保育児を優先しつつも、保育・教育を併せて行う例が比較的多いといえよう。なお、就学の時期は、チェコ、東ドイツ、西ドイツ、韓国が6歳の時点、その他の国々は6歳半乃至7歳の時点である。

つぎに3歳未満児に対する保育をみると、東欧諸国、中国では生後2、3か月乃至1歳からの入所が通例である。むしろ、北欧諸国が乳幼児養育における社会的機能の重要性を考慮して、0歳児保育を実施しているように思われる。また、フィンランドにおいては、保育の主要な目標が幼児の栄養改善にあり、このため対象児の年齢層は2歳以上からとしている。開発途上国の保育の一例として参考となる。

つぎに保育形態では、保育・教育の機能を併せもっている場合は言うまでもなく主として保育の機能をもっている場合でも、短時間から1日あるいは寄宿制まで、きわめて柔軟な保育形態がみられることである。換言すれば、施設の保育形態に児童をあわせるのではなく、児童や保護者の保育ニーズに施設があわせていく方法が多くの国でとられている。

なお、東ドイツでは午前6時以前、午後7時以降の保育は認められていない。

5. 保育・教育施設の設置状況（第1表—6及び第1表—(1)）

今回対象となった国々のうち、北欧及び東欧諸国においては公立の施設が多いが、同じ所管統合型の国でも西ドイツでは私立（宗教団体立）が多い。また、わが国と同じように所管分離・対象区分型の制度にある国々（東南アジア諸国）では保育所的性格の施設は公立が、幼稚園的性格の施設は私立が主であるといえる。

設置・運営の主体に限られているものとしては、シンガポール（託児所はすべて国立）、ユーゴスラビア（例外的なものを除き、すべて地区人民委員会立）の例がある。

最近の設置状況のひとつの特徴として、保育・教育施設が母親の職場や工場ではなく、家庭の居住地域中で設けられていることがあげられる。

ところで、冒頭にあげた保育・幼児教育のニーズに対応するものとして、各国の保育・教育施設の充実状況及び利用児童数を参考に比較する必要があるが、十分な資料がなく、最新の数字を示すことができなかった（註）。今回対象とした国々のうち、とくに東南アジア諸国は就学前の時期に保育・教育の機会を与えられている乳幼

児の数は非常に限られているといえよう。

（註）資料から得られたところでは、前年度、今年度の対象国に限らず、就学前1年間の保育・教育施設への入園（所）率は、北欧のスウェーデン、並びに西欧のフランス、ベルギー、東欧のポーランド及びわが国が80%以上と高い。

6. 運営の財源（第1表—(2)）

制度上は、国及び地方自治体が財源の一部（約20%～80%以上）乃至全部を負担しているが、公費負担が主である場合、例えば東欧諸国においても、保護者は給食費のほか、保育費についても収入に応じて負担する例が多い。また逆に食費のみ国が全額負担している例（フィンランド）がある。

西ドイツにおいては、運営費の負担区分はつぎのようになっている。

設置者負担	33%
保護者負担	26%
国の助成	20%
州の助成	20%

連邦国の性格から、各州が比較的独自に助成費の基準を設けている。その基準はわが国と同様に詳細である。たとえば、Nordrhein-Westfalen州での助成費の例を第1表—10—(2)（P.173）の基準により算出した例は次のとおりとなる。

○ 3グループ編成、定員90人の幼稚園

- (1) 在籍者数から $114,40 \text{ DM} \times 90 \text{ 人} = 10,296.00 \text{ DM}$
- (2) 保育室（25畳）から $750.86 \times 2 = 1,501.72$
- (3) 遊戯室から $1,354.80$
- (4) 園児用設備から $10,296.00$
- 総額 $22,697.66 \text{ DM}$ （約2,723,700円）

なお、東南アジア諸国においては、幼稚園の運営費に関する公費補助の制度は普及していない。

7. 保育の方針（第1表—(3)）

(1) 保育グループとその定員

今回対象とした国々では、フィンランドを除き、年齢別のグループ・学級編成を行っている。グループの児童の定員は、年齢やグループの種類にかかわらず一定のもの（東ドイツの場合1グループ18人が原則、フィンランドの場合1グループ30人が原則）と、年齢に応じて定員が変化するものに分かれている。低年齢児（乳児乃至2歳程度）の場合の定員は、10人乃至20人までとなっており、主に3歳以上の幼児あるいは幼稚園の場合の定員は30人のところが多い。しかし西ドイツにおいては、20人が基準であり、州によっては15人の場合もある。

(2) 保育・教育担当職員(第1表一(4))

保育・教育を担当する職員では、日本の保母あるいは幼稚園教諭に該当する職員の養成体系はかなり相違しているが、高等教育程度以上の専門学校、養成学校卒業の資格を有することが条件となっている国が殆どである。

チェコスロバキアにおいては、保健婦が乳児及び低年齢児の保育者の中心となっている。

これらの職員の定員については、ユーゴスラビアの実情が不明であるが、他の9か国をみると、児童と職員の比は、乳児が5乃至6:1、3歳未満児8乃至10:1、3歳以上児あるいは幼稚園児10乃至20:1(デンマークが10:1、中国、チェコが15:1、ポーランドが15~18:1、西ドイツが15~20:1、韓国、シンガポールが20:1)となっている。ポーランドは託児所(3歳未満)の職員定員は6:1であり、東ドイツ及びフィリピンは、年齢にかかわらず前者は18:1、後者は30:1が原則となっている。

なお、保育・教育を担当する者は、いずれの国においてもほぼ女性が占めているが、制度あるいは慣例上女性に限られている国としては、チェコ、ユーゴスラビア、中国、シンガポールがある。

(3) 保育・教育方法

UNESCOの調査及び今回の対象国の資料によれば、東欧諸国の多くや中国において課業主義、教科主義など集団を中心とした保育・教育をすすめている傾向がみられる。一方、西ドイツでは、フレールベル、モンテッソーリなどの伝統的な方法も強く残っているが、比較的児童中心主義、自由保育の傾向がみられる。

デンマークにおいては、集団よりも個人中心の保育が行われている。

韓国、シンガポールでは米国、英国の影響が強くみられる。

ところで中国における保育・幼児教育の特徴は、最近わが国においても比較的知られるようになってきた。きわめて広大な国土と人口をかかえ、社会体制の異なる中国の実態を正確に理解することは困難であるが、とくに強調されている特徴を参考にあげるならば、つぎのような点である。

(1) 託児所、幼稚園を通じて、日課中心、指導者(保育者、教員)中心であること。児童の側の意志、選好や選択が制限される傾向があること。

(2) 活動の内容が、個別指向ではなく集団指向であること、その内容は指導者と児童集団という関係が主であり、児童は同時に同じことを行ってはいないが、協同活動、チーム・ワークという児童相互間の集団

指向はあまりみられないこと。

(8) 以上のような点を背景として、児童はよく統制され、規律がみられ、従順である。注意集中力があり、集団活動(踊り、合唱など)にすぐれている。

その反面、自発性、個性があまりみられず、創造や課題解決などもあまりみられない。個人的活動、知的活動(言語、読書)が年齢相応にみられない。

(4) 攻撃、粗野、自己中心、拒否、緊張、不安などの反社会的、非社会的行動が殆どみられない。また欧米の文化や社会体制で通常みられる攻撃傾向の性差が明瞭でない。依存性、恐れに関する性差もないといわれている。

(6) 保育、幼児教育の過程でみられる年齢層での相違、即ち3歳以下の静的で、抑制されたはにかんだ態度と、4歳以上の表現豊かで動的、活動的で社会適応のすぐれた言動、態度の著しい対比は何を意味するのか、教育学的、心理学的に注目されている。

(6) 託児所を経験したことも、幼稚園の段階から預けられたことでの行動、性向の相違は、幼稚園通園中に次第に消失していくと報告されており、託児所、幼稚園を経験せず、家庭で養育されていたこととの比較が一方で注目されている。

ところで、同じように乳幼児期からの集団保育を特色とし、約70年の歴史をもって、イスラエルの一部ですめられている制度にキブツがある。キブツについては、わが国でも色々と紹介されているが、イスラエルにおける保育・幼児教育の制度とも異なるキブツにおける乳幼児期の養育とその特徴に関する新しい文献を中心に簡単にふれ、集団保育・集団養育に関するもうひとつの例を対比して参考としてみたい。

キブツにおける乳幼児の集団保育は、生後すぐに同年代の子どもの中で養育されながら、両親やきょうだいとの家庭生活にも参加する。その養育は、基本的には、乳児の家(0~18か月)、年少幼児の家(18か月~3歳)、幼稚園(3歳~7歳)で行われ、その間両親、きょうだい、保育者、仲間との深いつながりの中で育ていく。乳幼児期におけるキブツの養育目標はつぎのようなものである。

(1) 幼ない子どもの精神的欲求を満たすこと。家族、教育者、そして仲間などに対する親密さと愛着を育てる。

(2) 物を識別する能力の育成(人の良い、悪いという識別ではなく、人の違いを識別する態度)。

(3) 多数の集団、組織(家族、教育者、仲間)という枠組内での社会化の獲得、これによる集団、組織に

対するアンビバレンスの状態を弱める。一般的な攻撃感情の批判や人間関係などの社会化の訓練。

(4) 運動機能、認識及び一般的知能の発達。

これらを通してキブツの養育目標のひとつである、こどもたちの家及びキブツ社会に存在することの満足感の獲得、そしてキブツの考え方、習慣、抱負、人生におけるモデル、規則に対する批判的精神を維持した固執へと導く。

キブツにおける生活を通して、乳幼児期における特徴としては、つぎのような点があげられる。

(1) キブツにおいては、年少幼児期から、共存感と共有感による動機づけが高い。「自分のもの」というより、「自分たちのもの」という意識が高い。

(2) キブツ内では、社会全体の価値観と現実状況が集団の社会的統制に反映している。幼児の集団内での協調、集団間での競争が特徴としてあらわれる。

(3) キブツの混合幼稚園（3歳～7歳の全年齢を総合）では、自由で、活動的、社交的な雰囲気がいっぱい指摘され、カリキュラム、プログラムはそれ程体系づけられておらず、両親がこどもの生活の中で積極的な役割を果たしている。

(4) キブツにおける集団保育に関し、従来から母子間の稀薄化、知覚や情緒の発達の障害などについて懸念されてきたが、今日まで個々の問題に関する研究は十分には進められていない。しかし、キブツのこどもたちの発達に関し、望ましくない結果のみられる研究は比較的少ない。

今回対象とした国々の状況は以上のとおりであるが、国によっては資料の入手が困難なため、内容的に比較的旧いものとなった部分がある。また、社会、経済、文化的背景が異なっていることから、わが国とまた各国相互に一律には比較することはできない面が多くあることを附記する。

なお、この研究の一部は厚生科学研究により行ったものである。

〔主な参考文献〕

1. "World survey of pre-school education" UNESCO, 1976
 2. 「UNESCO 世界の初等教育」教育資料調査会, 1964
 3. "Day care: Resources for decision" Day care & child development council of America Inc.
 4. 小川正通他「世界の幼児教育」啓林館, 1976
 5. 副島ハマ「ヨーロッパの保育の原点と現状」白眉学芸社, 1973
 6. "Preschool education in the Federal Republic of Germany" International journal of early childhood Sept. 1972
 7. "Ministerialblatt für das Land Nordrhein-Westfalen Jahrgang 1973"
 8. Orla Jensen "Social welfare in Denmark" Det Danske Selskab, 1961
 9. "Day care centers and Nursery schools in Denmark" Danish national committee under OMEP, 1965
 10. M. G. Wagner & M. M. Wagner "Day care programs in Denmark and Czechoslovakia" Day care and child development council of America
 11. I. Oshmann & E. Hermann "Nursery schools in the German Democratic Republic" Ministry of Education, 1966
 12. "Pädagogische Studentexte zur Vorschulerziehung" Volk u. Wissen, Volkseigenen Verlag, 1971
 13. M. Ziemska "Early child care in Poland" Early child development and care Vol. 5 No. 1/2, 1978
 14. A. Swiecki 編「ポーランドの教育」ポーランド文部省, 1974 (英訳版)
 15. T. Marinic "Early childhood education in Yugoslavia" OMEP 8th World Assembly, 1960
 16. T. Marinic "Preschool education in Yugoslavia, etc" Information Bulletin, 1966
 17. W. Kessen (ed) "Childhood in China" 1975
 18. "Children in China" the International Union for Child Welfare review, 1973
- 韓国、フィリピン、シンガポールについては、アンケート調査資料によった。

第1表-1 チェコスロバキア社会主義共和国

	(1) 設 置 状 況	(2) 運営費と保護者負担	(3) 保育の方針(方法と内容)	(4) 職 員									
(所管分離・年齢区分型)	<p>幼稚園設置数 古い資料(1961~1962年)によれば、全国で6,947、在籍幼児数304,328人となっている。このうち、公立が殆どで、企業立は247となっている。</p> <p>託児所と幼稚園は、別のところではなく、同一の場所に併置される傾向がみられる。</p> <p>託児所の設置状況では、90%が居住地に設けられ、残りの10%が工場内などに設けられている。</p>	<p>給食費を除き、すべて国家負担であるが、詳細は不明。</p>	<p>① 保育の方針 国の保健、教育計画に基づく保育を重視しており、とくに幼稚園においては、課業中心の保育が行われる。</p> <p>② 保育時間 通常午前6時半~午後7時半</p> <p>③ グループ編成</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>乳児</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1歳~1歳半</td> <td>1グループ15名</td> </tr> <tr> <td>1歳~2歳</td> <td rowspan="2">1グループ20名</td> </tr> <tr> <td>2歳~2歳3か月</td> </tr> <tr> <td>3歳以上</td> <td>1グループ30名</td> </tr> </table> <p>④ 保育内容 上記の保育の方針に基づき、各年齢毎に習得水準が定められている。したがって1歳の段階から日課として個別または少人数グループによる課業が行われる。</p>	乳児		1歳~1歳半	1グループ15名	1歳~2歳	1グループ20名	2歳~2歳3か月	3歳以上	1グループ30名	<p>① 託児所 保健婦が保育にあたる。保健婦は乳児から15歳までの児童の養護に関する特別な訓練を受けており、地域保健センターの医師や政府派遣の心理学者のアドバイスの下に職務をすすめている。</p> <p>こどもと保育者の比 乳 児 6~7:1 1歳以上 8~10:1</p> <p>② 幼稚園 教員は、2歳から7歳までの幼児の保育・教育に関する養成機関(9か年の初等学校終了後各市町村の教育文化担当委員会により選抜された女子のみが入学を許可される)の4か年課程を終えた女性がその資格をもつ。最近大学においてその養成が行なわれてきつつある。</p> <p>教員は1グループ(30名)を午前、午後交代して保育・教育する。</p>
乳児													
1歳~1歳半	1グループ15名												
1歳~2歳	1グループ20名												
2歳~2歳3か月													
3歳以上	1グループ30名												

第1表—2 ポーランド人民共和国

	(1) 設 置 状 況	(2) 運 営 費 と 保 護 者 負 担	(3) 保 育 の 方 針 (方 法 と 内 容)	(4) 職 員
(所 管 分 離 ・ 年 齢 区 分 型)	<p>① 託児所 (1973年) 設置数 1,114 このうち82は週日寄宿制託児所 利用児童数 123,033人 季節託児所は減少しつつある。</p> <p>② ナースリー・スクール (1973年) 設置数 9,331 利用児童数 606,000人 この他すべての就学前児のための保育, 教育施設の設置数は約30,000, 利用児童数は3~6歳までの全児童数の47.6% (都市部51.4%, 郡部44.1%) 約1,026,000人である。この中には障害幼児のための施設86, 利用児童数4,746人が含まれている。</p> <p>就学前1年 (6歳児) は全児童数の約80% (都市部81%, 郡部77%) が利用しており, 近い将来, 就学前教育のニーズはほぼ満たされると予想されている。</p>	<p>国の財政負担の割合が非常に高い。</p> <p>① 託児所 年間の国家予算 (1973年の例) 10億3,000万ズロチ (約92億7,000万円) 児童1人当りの保育費は月平均950ズロチ (約8,550円) このうち保護者の負担は7%~12%である。</p> <p>② ナースリー・スクール 児童1人当り年間約5,400ズロチ (約4万8,600円) 保護者の負担は月60~750ズロチ (約540円~6,750円) である。</p> <p>いずれの場合においても, 保護者の負担額は, その収入に応じて決められている。</p> <p>建設費及び設備費は国家がまかなっている。</p>	<p>① 保育方針 社会主義者教育を基盤としているが, とくに標準や要綱はなく, 非常に多様な保育方法や課業がとり入れられている。</p> <p>② 保育時間 託児所は通常6:00~18:00の12時間開設, 季節保育所は5~12時間, ナースリー・スクールは5~12時間 (小学校附設ナースリー・スクールは5時間) 開設している。</p> <p>③ 保育内容 託児所においては, 1. 身体的健康 (健康診査を重視) と発育 2. 心理的発達を, ナースリー・スクールにおいては全体的発達—— 1) 安全・衛生, 2) 生活・文化 3) 身体活動——を主眼とした内容を重視している。</p> <p>④ グループ編成 年齢別で編成する。託児所は1グループ12~16人, ナースリー・スクールは1グループ25~35人</p> <p>④ 設備 託児所の基準は, 屋外遊び場 児童1人当り4.5~5m² 保育室 (ベランダを含む) 児童1人当り 4.5m²</p>	<p>① 託児所 保育者としては, 保母, 保育補助者, 医師がいる。医師は1日1.5時間~3時間勤務する。 大規模な施設では2.5歳以上児には就学前学校の教諭がつく。 こどもと保育者の比 6:1</p> <p>② ナースリー・スクール 教諭は1グループに2人がつき, 午前 (7:00~12:00), 午後 (0:00~5:00) 交替で保育する。 こどもと教諭の比 15~18:1</p> <p>職員の養成は主として二つの方法がある。</p> <p>① 保育者養成師範学校 初等学校 (8年制) 卒業後入学し, 5か年の課程を終えて資格を得る。男性も入学できるが, 既婚の女性は不可である。</p> <p>② 教育研究センター 初等学校及び第2段階の学校 (4年制) を卒業又は学士号を授与されている者に対して2か年の課程で養成する。</p>

網野他・諸外国の保育 (幼児教育) 制度に関する研究—その2

第1表-3 大韓民国

	(1) 設 置 状 況	(2) 運 営 費 と 保 護 者 負 担	(3) 保 育 の 方 針 (方 法 と 内 容)	(4) 職 員									
(所 管 分 離 ・ 対 象 区 分 型)	<p>(1978年)</p> <table border="1" data-bbox="192 225 535 409"> <thead> <tr> <th></th> <th>設置数</th> <th>児童数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>デイ・ケア・センター</td> <td>615</td> <td>40,665</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>702</td> <td>45,091</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他の施設としては、季節デイ・ケア・センター、地域センター及び児童福祉センターのデイ・ケア・プログラムなどがある。</p>		設置数	児童数	デイ・ケア・センター	615	40,665	幼稚園	702	45,091	<p>① デイ・ケア・センター</p> <p>○建設費 公・私立ともに設置者負担。</p> <p>○運営費 国は総額、児童1人あたり月約\$25(6,250円)の約20%を補助する。 その内容は児童1人あたり月に食費\$2.00(約500円)、現金\$3.00(約750円)</p> <p>保護者は家計の状況に応じて、費用を負担する。負担額の上限は月\$14(約3,500円) 保護者負担が免除されているケースは全体の20%。</p> <p>② 幼稚園 保護者から保育費を徴収する。</p>	<p>① 保育の方針 1978年の「実施規程」が改正され、可能な限りあらゆる児童を対象とした保育をすすめることが打ち出された。</p> <p>② 保育時間 デイ・ケア・センターは全日制、幼稚園は半日制を原則とする。</p> <p>③ グループ編成 同年齢グループ方式</p> <p>④ 保育内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康の観察・チェック ・自由遊び ・睡眠 <p>カリキュラム</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活 遊び 健康 社会 言語 音楽 自然 美術 <p>⑥ 保育室の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 児童1人当り1.65㎡以上 3歳以上 児童1人当り2.48㎡以上 	<p>① デイ・ケア・センターの職種</p> <ul style="list-style-type: none"> i 保育教諭 ii 調理員 iii 管理職員 iv パート・タイム保母 v その他 <p>② 資格 保育教諭は、次の資格要件を満たしていなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 単科大学で社会福祉又は社会学、教育学、心理学、保育学、家政科、医学等関連諸学を専修した者 b 上記以外を専修した単科大学卒業後1年の実務経験又は1か月の訓練を終えた者 c 短期大学卒業後3年の実務経験又は3か月の訓練を終えた者 d 高校卒業後5年の実務経験又は6か月の訓練を終えた者 e 7年の実務経験又は8か月の訓練を終えた者 <p>こどもと保育教諭の比</p> <ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 10 : 1 3歳以上 20 : 1
		設置数	児童数										
デイ・ケア・センター	615	40,665											
幼稚園	702	45,091											

第1表-4 フィリピン共和国

	(1) 設 置 状 況	(2) 運 営 費 と 保 護 者 負 担	(3) 保 育 の 方 針 (方 法 と 内 容)	(4) 職 員
(所 管 分 離 ・ 対 象 区 分 型)	<p>就学前の保育教育施設には、 デイ・ケア・センター 私立学校附属保育学級 幼稚園 児童養護施設デイ・ケア・サービス がある。 このうち、デイ・ケア・センターが 1973年以降急速に増加している。 設置数 公立 2,118 私立 1,507 計 3,625 (1977年6月)</p> <p>対象児童数 186,507人 保育司数 3,402人</p> <p>幼稚園はまだ普及せず、都市部の私立学校付設のもの、私設のものが殆どである。</p>	<p>デイ・ケア・センターに関する運営費等の基準はない。 設置者と保護者との話しあいにより決められる。 栄養改善を目的とする給食については、国が費用を負担する。その額は児童1人当り年間720ペソ (約24,500円) である。</p>	<p>① 保育の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> i 保育に欠けるとくに栄養上の問題のある乳幼児に対する充足と安全 ii 栄養改善と身体的、知的発達 iii 人間関係の機会提供 iv 創造性の発達 v 社会化 <p>② 運営 各地域の行政担当者、住民、保護者、保育者の相互援助体制で保育がすすめられている。</p> <p>③ デイ・ケア・センターの設備基準</p> <ul style="list-style-type: none"> i 1センターの定員は30名 ii 活動面積は児童1人当り2㎡、1センター60㎡ iii つぎのコーナーのうち最低4つのコーナーを設ける 遊び・家庭生活・地域生活・美術、工芸、作業・音楽・図畫・科学・休けい、食事 <p>④ 保育時間 2～3歳児 2～2.5時間 4～6歳児 2.5～3時間</p>	<p>デイ・ケア・センターには、社会事業開発省地方部局のソーシャル・ワーカー、保護者グループが加わるが、保育の中心は保育司である。</p> <p>保育司の資格は高校卒業の者が優先されるが、必須条件ではない。さらに次の点が条件となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 心身ともに健康であること ii 最低給与で勤務に応ずること iii こどもに愛情があり、こども好きであること <p>ひとりの保育司が、1センター (定員30人) で午前、午後の2回に分けて半日保育を行う。</p>

郷野他・諸外国の保育 (幼児教育) 制度に関する研究—その2

第1表-5 シンガポール共和国

	(1) 設 置 状 況	(2) 運 営 費 と 保 護 者 負 担	(3) 保 育 の 方 針 (方 法 と 内 容)	(4) 職 員																																																										
(所管分離対象区分型)	<p>就学前保育・教育施設には託児所(国立のみ) プレイ・グループ 私設託児所(私立のみ) 保育施設 幼稚園 就学前児童センター の6種類がある。</p> <p>国立託児所は9か所設けられているにすぎない。(1977年9月)</p> <p>託児所利用児童数</p> <table border="1" data-bbox="180 611 523 894"> <thead> <tr> <th></th> <th>定例利用児数</th> <th>随時利用児数</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～18 か 月</td> <td>58</td> <td>45</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>18か月～3歳</td> <td>137</td> <td>59</td> <td>196</td> </tr> <tr> <td>3歳～4歳</td> <td>85</td> <td>36</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td>4歳～6歳</td> <td>214</td> <td>70</td> <td>284</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>494</td> <td>210</td> <td>704</td> </tr> </tbody> </table>		定例利用児数	随時利用児数	計	～18 か 月	58	45	103	18か月～3歳	137	59	196	3歳～4歳	85	36	121	4歳～6歳	214	70	284	計	494	210	704	<p>国立託児所の場合 政府は児童1人当日額S \$6.50(632円)を負担する。 保育料はつぎの二つに大別して定められている。</p> <p>a 家庭の所得月額が基準*を超える場合、保育時間で区分 保護者負担日額 全日 S \$3.00 (292円) 午前保育 S \$2.00 (194円) 午後保育 S \$1.00 (97円) * 1977年はS \$1,200 (約116,700円)</p> <p>b 母親が就労、病気などの場合家庭の所得月額により区分 保護者負担日額 所得月額が S \$2.00 (194円) S \$800～S \$1,200 (194円) 所得月額が S \$1.20 (117円) S \$500～S \$800 (117円) 所得月額が S \$0.50 (48円) S \$300～S \$500 (48円) 所得月額が S \$0.20 (19円) ～S \$300 (19円) 家庭が公的扶助を受けている場合は保育料は無料</p>	<p>国立託児所の場合</p> <p>① 保育時間 全日制……午前7時～午後5時 半日制…… 午前保育 午前7時～午後2時 午後保育 午後2時～午後5時 ただし全日制の場合でも土曜は半日</p> <p>② グループの編成 乳児グループ(～18か月児) 年少幼児グループ(～3歳児) 保育グループ(～4歳児) 教育グループ(～6歳児)</p> <p>③ 保育カリキュラム 各グループ毎にカリキュラムが定められている。 乳児グループのカリキュラムの例 成人との遊び・おもちゃ遊び・歩行訓練・探索(把握, 感覚) 教育グループのカリキュラムの例 自由遊び(ブロック, 買い物遊び, 手芸, 劇あそび, 屋外あそび), 音楽と運動・物語・出来事についての話し・指導活動(読み, 書き, 数の準備)</p> <p>④ 設備の基準 i 屋内遊戯場 児童1人当り1.7m² ii 屋外遊戯場 児童1人当り4.5m² iii 洗面設備 児童12人に1つ iv 水洗トイレット 15人に1つ</p> <p>⑤ 幼児教育の方法 幼稚園, 就学前児童センターに於る保育方法はフレーベル, デクロリ, モンテッソリ等の方法を取入れている。</p>	<p>国立託児所の場所</p> <p>① 職種とその資格</p> <p>i 社会福祉士 所長あるいはスーパーバイザー職 資格 a 社会福祉に関する専門教育を受けた学士 b 上級教員免許状取得者又は同等の資格者</p> <p>ii 上級社会福祉士補 保育に関する主任職 資格 a 社会福祉補として5年以上の職務経験者 b 普通教員免許状取得者又は同等の資格者</p> <p>iii 社会福祉士補 専任保育職 資格 a 中等学校又は官立学校卒業者</p> <p>iv 福祉補助員(女性のみ) 保育の補助職 とくに資格はない</p> <p>② 職種別定数</p> <table border="1" data-bbox="1332 901 1694 1171"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">児童定員</th> </tr> <tr> <th>40</th> <th>60</th> <th>80</th> <th>100</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉士</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>上級社会福祉士補</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>社会福祉士補</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>福祉補助員</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>		児童定員				40	60	80	100	社会福祉士	1	1	1	1	上級社会福祉士補	1	1	1	1	社会福祉士補	2	3	4	5	福祉補助員	2	3	4	5	計	6	8	10	12
		定例利用児数	随時利用児数	計																																																										
～18 か 月	58	45	103																																																											
18か月～3歳	137	59	196																																																											
3歳～4歳	85	36	121																																																											
4歳～6歳	214	70	284																																																											
計	494	210	704																																																											
	児童定員																																																													
	40	60	80	100																																																										
社会福祉士	1	1	1	1																																																										
上級社会福祉士補	1	1	1	1																																																										
社会福祉士補	2	3	4	5																																																										
福祉補助員	2	3	4	5																																																										
計	6	8	10	12																																																										

第1表-6 デンマーク王国

	(1) 設 置 状 況	(2) 運 営 費 と 保 護 者 負 担	(3) 保 育 の 方 針 (方 法 と 内 容)	(4) 職 員
(所管統合・保健・福祉省担当型)	<p>① 乳児保育所 公立 123 (定員 4,346人) 私立 1 (〃 10人)</p> <p>② 幼児施設 公立 600 (定員28,202人) 私立 71 (〃 1,902人) 1961年3月</p> <p>施設は母親の就労する場所よりも家庭に近い地域が優先される。</p>	<p>国庫補助 40% 地方自治体負担 30% ナースリー・スクールでは、親の収入額を基準として入学を決定する場合は、国庫補助20%、地方自治体15%</p> <p>いずれの場合も、残余は保護者負担 (原則)</p>	<p>① 定員規模 1グループ低年齢児は15人以下、高年齢児は20人以下</p> <p>② 保育方法 国よりも地方自治体、民間団体の意向が反映されている。 個人中心の自由保育の傾向がみられる。</p>	<p>① 乳児保育所、保育所 9年制義務教育終了後、次の段階の学校において4年間の訓練課程を経たものが職員となれる。3か年の学習及び1か年の実習が課せられる。現在14か所、費用は一切無料。 こどもと職員の比 1.5歳未満 5 : 1 1.5~3歳未満 8 : 1</p> <p>② ナースリー・スクール、幼稚園 2歳半から7歳までの幼児教育を専攻する専門学校を卒業したものが、職員となれる。養成機関は3か年、学校は国庫でまかなわれており、私立学校の経費の65~85%は国庫が助成している。この養成は教育省管轄下にある。 こどもと職員の比 10 : 1</p>

網野他・諸外国の保育(幼児教育)制度に関する研究—その2

第1表-7 ドイツ民主共和国(東ドイツ)

	(1) 設 置 状 況	(2) 運営費と保護者負担	(3) 保育の方針(方法と内容)	(4) 職 員												
(所管統合・教育省担当型)	<p>3歳以上の就学前教育施設は 公立幼稚園 企業立幼稚園 収養期幼稚園 週間児童ホーム 就学前ホーム 特殊幼稚園 の6種がある。</p> <p>幼稚園の状況</p> <table border="1" data-bbox="190 500 533 631"> <thead> <tr> <th></th> <th>1955年</th> <th>1964年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員</td> <td>241,100人</td> <td>414,100人</td> </tr> <tr> <td>在籍数</td> <td>308,900</td> <td>484,700</td> </tr> <tr> <td>教員数</td> <td>19,200</td> <td>30,600</td> </tr> </tbody> </table>		1955年	1964年	定員	241,100人	414,100人	在籍数	308,900	484,700	教員数	19,200	30,600	<p>給食費を除き全額国庫負担</p> <p>① 保育所 平均年額幼児1人当り2,000M(約32万7,300円)、給食費は第1子1日0.35M(約57円)で、親の収入額と同胞数によって軽減され(第2子は25%第3子は50%軽減)、第4子からは無料。</p> <p>② 幼稚園 平均年額幼児1人当り650M(約10万6,400円)以上1965年(レートも同年)</p>	<p>① 保育時間 全日保育の場合、午後6時以前、午後7時以降の保育は認められていない。</p> <p>② グループの編成 原則として年齢別編成。 通常1グループ18人、場合によって25人編成も可</p> <p>③ 保育計画 教育、福祉の二面性を兼ね備えており、日案は、教育学的、心理学的、衛生学的見地にたって作成することとされている。 日案の中には、1日2回課業が含まれる。課業は1回約20~25分(年少児は15分)と決められており、内容は自然、社会、言語、芸術(造形、音楽、体育)などからなり、義務教育での学習への態度を養成する。</p>	<p>職員は</p> <ol style="list-style-type: none"> 長 グループ指導員 補助指導員(早朝、夕方遅くのこどもの保護、監視及びグループ指導員の補助) <p>の3種で構成されている。</p> <p>勤務時間は、園長が週50時間以内、指導員52時間。</p> <p>保育者の養成は、10年制の基礎学校終了後(平均17歳)入学選抜試験に合格した男、女を対象に2か年の課程で行われる。この他フンボルト大学に特別課程が設けられている。現在訓練は教育省が計画し、中央研究所が運営している。</p>
	1955年	1964年														
定員	241,100人	414,100人														
在籍数	308,900	484,700														
教員数	19,200	30,600														

第1表-8 ユーゴスラビア社会主義連邦共和国

	(1) 設 置 状 況	(2) 運営費と保護者負担	(3) 保育の方針(方法と内容)	(4) 職 員
(所管統合・教育省担当型)	<p>各地区の人民委員会が設置することが原則となっているが、設置状況は不明。</p>	<p>建物の財源は、地方当局が負担する。</p> <p>職員の給与、備品、運営費などは、人民委員会が負担することが原則となっているが、大多数の都市や村では地方当局も負担している。</p> <p>なお、すべての費用については国も負担することとなっているが詳細は不明。</p>	<p>① 保育時間 通常4～15時間</p> <p>② 保育内容 自由遊びを主とし、間に一斉保育(年少児15分程度、年長児30分程度)が入る。</p> <p>③ 保育方針 各地区の自主的管理により、教育、福祉、保健、文化、社会の諸側面を重視して、地域計画の一環としてすすめられている。</p>	<p>保育者養成学校が三つの州に7校設けられている。入学資格は、8年制の初等学校終了者であり、養成課程の年限は4年と5年とがある。対象は未婚の女子のみ。</p> <p>このほか、成人のための基礎訓練課程としての短期訓練コース(3年毎に6回)が設けられている。</p>

網野他・諸外国の保育(幼児教育)制度に関する研究—その2

第1表-9 中華人民共和國

	(1) 設 置 状 況	(2) 運 営 費 と 保 護 者 負 担	(3) 保 育 の 方 針 (方 法 と 内 容)	(4) 職 員
(所管統合・教育省担当型)	<p>中国全域にわたる設置状況は不明。</p> <p>北京 託児所、幼稚園の設置数 2,000以上</p> <p>上海 幼稚園 設置数 1,017 児童数 105,000人 教員数 5,800人</p> <p>婦人労働力が著しく増大し、乳幼児の保育・教育施設も増加したが、現在においても、その数は非常に不足しており、また祖母などによる家庭内養育が維持されているため、とくに農村部においては、多くは家庭で養育されている。</p> <p>上海の例では、就学前教育を受けている幼児は、都市部で該当年齢児の44%、農村部で同じく22%といわれている。</p> <p style="text-align: center;">(以上1973年)</p>	<p>運営の財源は、設置者と保護者の負担によるが、詳細は不明。</p> <p>保護者の費用負担の例としては、 ○半期(6か月)の保育費の負担 3元(約450円)プラス食費(1食0.3元…約45円) ○1か月5元(約750円)などがある。</p>	<p>① 保育・教育の目的 母親の労働力の解放を援助し、共働きの親たちの育児上の障害をとり除き、幼児のあらゆる道徳的、知的、身体的発達を促進し、技能のすぐれた規律ある人となるよう教育する。</p> <p>② 保育の方針 乳児及び年少幼児に対しては、保健、栄養を重視する。年中、年長幼児に対しては、知育、徳育、体育が系統的に行われ、初等教育の重要な準備段階と考えられている。</p> <p>③ 保育時間 親の労働の態様にあわせ、個々の子ども毎に柔軟な体制をとる。</p> <p>④ 保育内容 乳児から年少児については静的な、年中、年長児については動的な日課が組まれている。 幼稚園カリキュラムの典型的な例はつぎのとおりである。 i 国語及び政治 ii 算数 iii 歌唱、舞蹈 iv 描画、絵画、美術 v 体育 vi 生産労働</p>	<p>① 託児所 中等教育或いはそれを受けていない女性保育者によって保育される。採用は、その人の気性、こども好き、養育経験などを基に行われている。採用後は業務見習いとして現任訓練(理論面よりも実践面)を受ける。 こどもと職員との比 ～1歳半未満 6:1 1歳半以上 8~10:1</p> <p>② 幼稚園 多数の教員は中等教育卒業生であり、少数の教員が3年間の単科大学養成課程を終了している。 文化大革命後、幼稚園が急増し、単科大学で養成された職員の数は非常に不足しており、労働者、農民、あるいは教育を受けた青年が再雇用されている。これらの教員に対しては3~6か月の特別訓練(実践教育中心)が行われる。 こどもと職員との比 9:1 こどもと教員との比 15:1</p> <p>多くは各クラス毎に教員2名が担当し、1日8時間労働で、1名が主に午前を他の1名が主に午後を担当する。</p> <p>教員は1週に半日の研修日がある。</p>

第1表—10 ドイツ連邦共和国(西ドイツ)

	(1) 設 置 状 況	(2) 運 営 費 と 保 護 者 負 担	(3) 保 育 の 方 針 (方 法 と 内 容)	(4) 職 員																																	
(所管統合・青少年省担当型)	<p>多くの場合、児童保育センターの中に幼児保育所、幼稚園などが含まれている。</p> <p>全国の統計は不十分であるが、幼稚園のみをみると設置数約15,000、入園児数は該当年齢児の半を上回る約100万人といわれている*。</p> <p>全体の約75%が新旧キリスト教団体によって設置運営され、25%が地方自治体、企業体となっている。</p> <p>* ユネスコの調査によれば、4歳児の就園率27%、5歳児の就園率33.4%である。(1972年)</p> <p>この他、初等学校への入学の準備が心身発達の面で十分ではないと考えられる児童を対象として初等学校に付設されているインファント・スクールが700校設けられている。</p>	<p>公的補助の体制が整っている。</p> <p>年間に総額3億5,000万DM(約420億円)の公費補助がなされている。</p> <p>運営費の負担区分(1974/75年度)</p> <table border="0"> <tr> <td>設置者負担</td> <td>33%</td> </tr> <tr> <td>保護者負担</td> <td>26%</td> </tr> <tr> <td>国の助成</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>州の助成</td> <td>20%</td> </tr> </table> <p>施設運営費</p> <p>Nordrhein-Westfalen州の算出基準(1975年)の例</p> <p>i グループ数からの算出分</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園 <ul style="list-style-type: none"> 1~2グループ……125.20DM 3グループ以上……114.40DM ○児童保育センター <ul style="list-style-type: none"> 1~2グループ……151.20DM 3グループ以上……136.00DM <p>ii 部屋からの算出分</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園 <ul style="list-style-type: none"> 15㎡の保育室……375.60DM 25㎡の保育室……750.80DM 遊戯室……1,354.80DM ○児童保育センター <ul style="list-style-type: none"> 拡張計画……1,190.80DM <p>iii 設備からの算出分</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園 <ul style="list-style-type: none"> 1~2グループ……125.20DM 3グループ以上……114.40DM ○児童保育センター <ul style="list-style-type: none"> 1~2グループ……150.16DM 3グループ以上……137.24DM <p>(DM……約120円)</p>	設置者負担	33%	保護者負担	26%	国の助成	20%	州の助成	20%	<p>① 保育の方針</p> <p>フレーベルの伝統あるいはモンテッソーリ法も強く残っているが、比較的小きく中心の自由保育の傾向が強い。カリキュラムはとくにもうけていないところが多い。</p> <p>② 定員規模</p> <table border="0"> <tr> <td>乳児保育所</td> <td>1グループ6~10人</td> </tr> <tr> <td>幼児保育所</td> <td>1グループ8~10人</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>1グループ20人*</td> </tr> <tr> <td>年少児混合グループ</td> <td>1グループ15人</td> </tr> <tr> <td>年長児混合グループ</td> <td>1グループ25~30人</td> </tr> </table> <p>* 連邦法の規程。ただし、州や市によって異なる。例えば、西ベルリン市では15人。</p> <p>③ 保育時間</p> <p>多くは午前6時半から午後5時まで</p> <p>④ 動向</p> <p>1970年に連邦教育審議会が示した全教育体系に関する新しい構造計画の中で、幼稚園に関して、大要次のとおりの構想がうちだされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 生涯を通じて、人間は成長・発達することへの認識 ii 社会化・教育の過程は、幼児期において最も効果的であるという事実 iii 4歳から義務教育開始年齢にいたる迄の組織的な就学前教育での社会的・政治的に最も重要な点は <ul style="list-style-type: none"> a) 家庭を援助するように考慮されていること。 b) こどもたちが、よりよい生活をするように考えられていること。 c) 社会経済的、家庭あるいは個人として欠陥を有する人々に対して教育的、医学的に保障を与え、さらにこどもに学習の動機づけを与えるものであること。 <p>この考えを背景として、5歳段階からの義務教育の是非が現在検討されている。</p>	乳児保育所	1グループ6~10人	幼児保育所	1グループ8~10人	幼稚園	1グループ20人*	年少児混合グループ	1グループ15人	年長児混合グループ	1グループ25~30人	<p>① 職種</p> <ul style="list-style-type: none"> i 教諭 ii 保母 iii 看護婦 iv 助手(実習生) <p>このうち、教諭については、1967年の一般勧告により、保育士か福祉士(Sozialarbeiter)と呼び、又従来総称として用いられていた青少年指導員は社会教育士(Sozialpädagoge)と呼ばれるようになった。</p> <p>保母は、0~3歳までの乳幼児の保育にあたり、青少年指導員の下で職務にあたっている。</p> <p>② 職員の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> i 保育士・福祉士 <ul style="list-style-type: none"> 10年間の普通教育及び1年間の実習を終えた後、3年課程の養成校に入学し、2か年の学習、1か年の実習を経て、資格が与えられる。(全国に114校) ii 社会教育士 <ul style="list-style-type: none"> 普通教育を経て高等専門学校又は特殊高校の入学資格を得、その学校で4年課程(3か年の学習、1か年の実習)を経て資格が与えられる。学生の約1割は学費免除。(全国に18校) <p>③ 職種別の構成</p> <table border="0"> <tr> <td>社会教育士・青少年指導員</td> <td rowspan="2">} 52%</td> </tr> <tr> <td>保育士・福祉士</td> </tr> <tr> <td>保母</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>助手・実習生</td> <td>23%</td> </tr> </table> <p>④ 給与</p> <p>(Nordrhein-Westfalen州, 1975年の平均月額)</p> <table border="0"> <tr> <td>施設長</td> <td>2290.11DM (257,000円)</td> </tr> <tr> <td>教諭</td> <td>1925.73DM (231,000円)</td> </tr> <tr> <td>保母</td> <td>1716.28DM (206,000円)</td> </tr> <tr> <td>助手</td> <td>1532.74DM (184,000円)</td> </tr> </table>	社会教育士・青少年指導員	} 52%	保育士・福祉士	保母	25%	助手・実習生	23%	施設長	2290.11DM (257,000円)	教諭	1925.73DM (231,000円)	保母	1716.28DM (206,000円)	助手	1532.74DM (184,000円)
設置者負担	33%																																				
保護者負担	26%																																				
国の助成	20%																																				
州の助成	20%																																				
乳児保育所	1グループ6~10人																																				
幼児保育所	1グループ8~10人																																				
幼稚園	1グループ20人*																																				
年少児混合グループ	1グループ15人																																				
年長児混合グループ	1グループ25~30人																																				
社会教育士・青少年指導員	} 52%																																				
保育士・福祉士																																					
保母	25%																																				
助手・実習生	23%																																				
施設長	2290.11DM (257,000円)																																				
教諭	1925.73DM (231,000円)																																				
保母	1716.28DM (206,000円)																																				
助手	1532.74DM (184,000円)																																				

野野他・諸外国の保育(幼児教育)制度に関する研究—その2